

日本知的財産協会

著作権等管理事業法に対する意見

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴庁におかれましては、8月12日付で著作権等管理事業法の制度及び運用等の施行状況に関する意見を募集されておりますが、これに関し当協会として下記の通り申し述べさせていただきます。よろしくご査収の上、ご勘察下さいますようお願い申し上げます。

なお、同事業法の制定が、もともと規制緩和の流れの産物であることは理解しておりますので、これらのコメントは現行の原則届出制に代えて、許可制を採用していた仲介業務法時代の旧に復せとの主旨ではないことをお断りしておきます。

敬具

記

1. 権利処理負担の軽減について

同法制定以降、一部の対応が進んだ分野を除き、管理事業者の複数化や著作物の所在の分散化等により、著作物や権利者の同定・探索や権利許諾手続き処理など、一連の著作物利用手続きにおける利用者側の負担・負荷が大きくなっていて、場合によっては著作物利用を諦めるという、同法の狙いと逆の、ユーザーを著作物利用から遠ざける事態さえ起こっているのが現状である。同法制定前後には、貴庁では、例えば、“J-CIS”といった各権利管理団体の権利管理情報等の窓口を集中所管するシステムの開発を行なっていたはずであるが、これが実運用に至ったという話を残念ながら聞くに及んでいない。同法に基づく著作物利用の増大を図り、同法の狙いを実現するのであれば、ユーザーフレンドリーな、極力ワンストップで権利管理情報が掴める窓口システムの整備は必須なので、同システムの復活あるいは同等のシステムの開発とこれらのシステムへの権利管理団体の参画への働きかけを改めて積極的に進めて頂きたい。

2. 消費者への啓蒙活動について

知的財産分野で跋扈しているいわゆる“登録商法”等の問題の多い事業を行なっている一部の団体が、同法への登録の事実や事業者登録番号を、自らの存在の正当性・権威付けの根拠としたり、事業内容の信頼性を信じ込ませる手段として利用していることは否定できず、また、このような商法によって“知的所有権（著作権）登録”なるものをした市井の人から“売込み”を受け迷惑を蒙っている企業が当会員の中にも存在する。従って、貴庁には、このような問題に一般消費者が巻き込まれないよう、同法制度の内容に関する啓蒙活動と同商法への注意喚起を積極的に推進していただくとともに、そのような団体に対しては同法第4章に規定された検査・業務改善命令等の監督制度を充分に活用していただきたい。

以上